

## 南九州調剤薬局郡元店の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料1	当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

調剤基本料に関する事項	
特別調剤基本料 A	当薬局は調剤基本料 A の施設基準に該当する薬局です。

バイオ後続品調剤体制加算に関する事項	
バイオ後続品調剤体制加算	バイオ後続品調剤体制加算の施設基準(バイオ後続品の積極的な調剤の掲示、バイオ後続品の調剤)に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて残薬調整や医師に処方内容の提案などを行います。
服薬管理指導料	<p>患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。</p> <p>薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。</p> <p>薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。</p> <p><b>【かかりつけ薬剤師に関する事項】</b></p> <p>当薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険薬剤師の経験3年以上</li> <li>・ 週 32 時間以上の勤務</li> <li>・ 当薬局へ 1 年以上の在籍</li> <li>・ 研修認定薬剤師の取得</li> <li>・ 医療に係る地域活動の取組への参画</li> </ul> <p>患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。</p>

地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項

地域支援・医薬品  
供給対応体制加算  
2

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

(体制基準)

(加算 1～5)

- ・ 医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理
- ・ 他の保険薬局に医薬品を分譲した実績
- ・ 迅速な医薬品調達が困難な場合の、他の保険薬局への紹介や処方内容変更の提案などの適切な対応
- ・ 重要供給確保医薬品(内用薬・外用薬)の1か月程度の備蓄
- ・ 単品単価交渉の実施
- ・ 卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配の自制
- ・ 温度管理が必要な医薬品の返品や在庫管理が目的の返品の自制
- ・ 地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体との、取扱品目の情報共有や事前の取り決め等の検討
- ・ 後発医薬品の調剤実績の規格単位数量が85%以上

(加算 2～5)

- ・ 1,200品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制
- ・ 調剤室の面積が16m<sup>2</sup>以上
- ・ 一定時間以上の開局
- ・ 休日・夜間の開局時間外の調剤・在宅業務・相談応需体制とその周知
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上)
- ・ 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集や医療安全に関する取り組み
- ・ 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍)
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講、研究発表等)
- ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48薬効群)
- ・ 健康相談・健康教室の取り組み
- ・ 緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る対応
- ・ 敷地内禁煙、喫煙器具やタバコの販売の禁止
- ・ セルフメディケーション関連機器の設置(3つ以上)
- ・ 薬事未承認の研究用試薬・検査サービスを提供していない

連携強化加算に関する事項	
連携強化加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種指定医療機関の指定</li> <li>・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知</li> <li>・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有</li> <li>・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計画・実施</li> <li>・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応</li> <li>・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売</li> </ul>

在宅薬学総合加算に関する事項	
在宅薬学総合加算 1	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <p>(加算 1・2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出</li> <li>・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 48 回以上)</li> <li>・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知</li> <li>・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講、学会等への参加</li> <li>・ 医療材料・衛生材料の供給体制</li> <li>・ 麻薬小売業者免許の取得</li> <li>・ かかりつけ薬剤師に係る届出</li> </ul> <p>(加算 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人宅の訪問薬剤指導の実績(年 240 回(2 割)以上または年 480 回(1 割)以上)</li> <li>・ 医療用麻薬に関する指導の実績が年10回以上、無菌製剤処理の実績が年1回以上</li> <li>・ 小児在宅患者に対する体制(薬学管理・指導の実績が年6回以上)</li> <li>・ 常勤薬剤師として 3 名以上勤務、2 名以上が常駐</li> <li>・ 高度管理医療機器販売業の許可</li> </ul>

電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項	
電子的調剤情報 連携体制整備加算	<p>当薬局は以下の基準に適合する薬局です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインによる調剤報酬の請求</li> <li>・ オンライン資格確認を行う体制・活用</li> <li>・ 電子処方箋により調剤する体制</li> <li>・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制</li> <li>・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制</li> <li>・ マイナ保険証の利用率が 30%以上</li> <li>・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示</li> <li>・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置</li> </ul>

無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算	<p>当薬局は2人以上の薬剤師(1名以上が常勤の保険薬剤師)が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え(他の施設と共同利用する場合を含む)、注射剤薬等の無菌的な調剤を行います。</p>

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項	
在宅患者医療用麻薬 持続注射療法加算	<p>当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。</p> <p>医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。</p>

在宅中心静脈栄養法加算に関する事項	
在宅中心静脈栄養法加算	当薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。

特定薬剤管理指加算2に関する事項	
特定薬剤管理指加算2	当薬局は以下の基準に適合する薬局です <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務</li> <li>・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制</li> <li>・ 麻薬小売業者免許の取得</li> <li>・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加(年1回以上)</li> </ul> 当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

南九州調剤薬局郡元店	管理薬剤師：藤重 秋文
所在地：鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 13-3-101	TEL:099-297-6018
	FAX:099-297-6019